**コンベンション開発事業補助および研究課題助成規定**

令和6年9月1日　理事会制定

（総則）

第1条　一般社団法人放射線治療品質保証研究開発応用機構は下記事業を実施するために、コンベンション（会議、学会、研究会またはこれに準ずる催し）に対する補助金の交付および医学物理関連の研究に対する資金助成を行う。

1. 放射線治療の品質保証技術の新規研究開発の促進及び助成
2. 放射線治療の品質保証技術の新規研究開発を担う人材育成の促進及び助成
3. 放射線治療の新規品質保証技術の導入促進及び助成
4. 放射線治療の品質保証の第三者評価機関としての調査分析

（公募内容）

第2条　実施する内容は下記のとおり設定する。

|  |
| --- |
| 内　容 |
| コンベンションに対する補助 |
| ゲル線量計利用促進および新規品質保証技術に関わる研究の助成 |

（応募対象）

第3条　対象は医師、医学物理士、診療放射線技師、大学教員、研究員とする。

（補助および助成の決定）

第4条　理事会において承認・決定する

（補助の時期および研究期間）

第5条　コンベンション対する補助は開催毎、研究期間は1年間とする。

（コンベンションおよび研究の成果の公表）

第6条　コンベンションおよび研究終了後は機構ホームページに研究課題名と補助対象者の氏名・所属を掲載するものとする。

（補助および助成金額）

第7条　各費用は下記のとおり設定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| コンベンション補助金額 | 出席者実数 | 金額（上限） |
|  | 50名未満 | 5万円 |
|  | 50名以上 | 10万円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究助成金額 | 内容 | 金額（上限） |
|  | ゲル線量計利用促進に関わる補助 | 5万円 |
|  | 新規品質保証技術に関わる補助 | 5万円 |

（補則）

第8条　この細則の海底は、理事会の決議により行われる。